

山城第2組教化委員会規則

第1条 教化に関する企画、立案、及び研修会の実施、その他必要な事業を行うため、組に教化委員会をおき、山城第2組教化委員会（以下「委員会」という）と称する。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 寺族研修
- (2) 坊守研修
- (3) 門徒研修
- (4) その他必要な業務

第3条 委員会は、委員5人以上15人以内で組織する。

2 委員長は組長がこれに当り、委員は組長の委嘱による。

第4条 委員会は、委員長がこれを招集する。

第5条 委員長は、会議の議長となる。

第6条 委員の任期は3年とする。但し、補充による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 委員会は、その運営について、常に山城地区教化委員会と緊密な連携を保つものとする。

第8条 委員長は、会議、並びに、業務の執行について、教区教化委員長に報告するものとする。

第9条 委員会の事務は、組長事務所において行う。

第10条 委員会の経費は、組会計、及び、助成金による。

第11条 この規則は、組総会の議決を得、教区教化委員長の承認を得た日より施行する。

第12条 この規則を変更する時は、組総会の議決を得なければならない。

附 則

この規則は、昭和52年9月1日より施行する。

昭和56年7月1日承認

教区教化委員長 雨 森 有 慶